

の女に對するそれとは、全く違つたものである。吉三は唯お七の顔を見さへすれば、お七の口づ

から言葉を一言でも聞きさへすれば、それでも此上もなくありがたいのである。たゞ、それだけの機會を偷み度い爲めばかりに、吉三是、源次にお七の戀人の左兵衛の僞せ手紙を書いて貰つてはお七に逢ひに行くのである。お七の戀人、お七が處女を捧げた左兵衛は、お七の相見ての後のおもひを訴へた手紙を見ると、たゞ己の罪を悔いる心におのゝくばかりで、一言の返事をさへお七に與へようとはしなかつたのである。左兵衛の手紙として、お七の胸の火をいやが上にも煽る可く、お七の手許にもたらされる手紙は、皆、吉三が源次に書かせたにせ手紙なのである。吉三是、その源次に書かせたにせ手紙を持つてはお七に會ひに行き、それをお七に渡して、お七から左兵衛への手紙を受取るのである。而して吉三是そのお七の手紙をそれが自分に與へられたものであるかのやうに、不思議な歡びを以て讀むのである。而して、吉三はその喜びの中に無上の幸福を感じるのである。

——もとより吉三是無賴の少年である。彼は早くから女を弄ぶ事を知つてゐた。性慾の汚泥

の中に惜みなく童貞を抛つて、女には直に肉を思ふやうに馴らされてゐる。併し、お七に對してだけは、彼自身にさへ不思議に思はれるやうな初々しい感情が動くのである。お七をだけは、彼は、どうしても外の女達と同じに考へる事が出來なかつた。吉三是、お七を愛してゐる。が、より適切な言葉で謂ふならば、吉三是一つの偶像としてお七をあがめ、お七にあこがれてゐるのである。

——だから、お七を自分の所有にする——今、源次から示唆されたやうな、さうした考へは、吉三にとつてはあまりに大それた考へであつた。吉三是、源次の言葉の前に、狼狽せざるを得無かつたのである。

「手前の話どほりだと、どうしてすばらしいしろものらしいや！ つぶしにしたつて。たいしたもんだ」と、源次は舌なめづりをしながら、益々調子附いて繰返した。「え、おい！ 吉、おれがうまく手紙を書くからな。どうかして娘をおびき出せよ。」

「あにい、そいつあいけ無え。」

「何故いけ無い？　おびき出しさへすりやあ、此方のもんだ。手前も、それほど戀ひこがれてゐる女なら――。」

「いけ無い！」と、吉三は呻くやうに云つた。

「何故いけ無い？」と源次は腹立しさうに、

「手前も、へんな男だな。一體、こんな事をしてゐて何が面白えんだい？　馬鹿くしい、おれはもう、こんなべらぼうな醉興のおつきあひは出来無えぜ。いつまでにせ手紙を書いてゐたつてはじまらねえや。こゝらで一つ本ものを釣りよせるさんだんをしようぢやあ無えか？　え、おい！」

吉三は首を振つた。而して、哀願するやうな眼で源次を見た。

「ふふ！」と、源次は、もう一度行火の上のお七の手紙を顎でしやくりながら、「何しろ、この通り大熱々なんだ！　かういふ手紙を讀まされちやあ、いつそ氣が悪くなつてじつとしちやるられ無えや。『戀ひしき戀ひしき左兵衛様』つてなあ、このおれで御座いと、この手紙を證據に、ひとつおれが娘の家にのり込むか！」

「いけ無い。そんな事をしちやいけ無い！」と、吉三は、青ざめた顔をして云つた。

三、二つの死

その年の暮に、駒込追分の八百屋太郎兵衛の家から火が出た。火は三四軒類焼しただけで鎮まつたが、その原因が放火で、放火の犯人が、その家の娘のお七であつたといふ事實が、世の人々をおどろかした。火事の最中にその邊にうろついてゐた吉三は、舉動不審の廉で、火事場見廻りの役人の手に捕へられたが、お七が放火犯人であるといふ事實は、吉三の口から役人の耳にはひつたのである。

火事さへあれば、また圓乗寺に行けるだらう。圓乗寺に行つて懇しい左兵衛様に會へるだらうといふ淺はかな娘心から、お七は、放火の大罪を犯したのであるが、それは、お七だけの考へでは無かつた。お七に放火を懲罰めたのは、不良少年の吉三であつた。而して、吉三の背後には、源次があた。お七に火を放けさせ、そのどさく紛れにお七をぬすみ出さうといふのが、源次に

入知慧された吉三の計畫であつた。

盜賊改め役の中山勘解由殿のお白洲にひき出された時、吉三は、わるびれる様子もなく、お七に放火をすゝめたのは自分であると有體に白状したのである。

「しかとそれに相違無いな。それに相違無くば、その方もお七と同罪だぞ。」と、役人が念を押し

た時、吉三は、

「それに相違ございません！」かうきつぱりと云つて退けたのである。

やがて、お七もお白洲に引出された。而して、吉三と對決させられる事となつたが、お七のいふところと、吉三の言ふところとはぴつたりと合つてゐた。——お七は、もう覺悟を決めて了つたといふ風に、白蠟のやうに青ざめた顔をして、じつと眼をお白洲の砂に伏せてゐた。吉三は、むしろ晴れぐとした顔附をしてゐた。時々、偷むやうにお七を見る吉三の眼には、激しく燃えつくやうな情熱と、恍惚とあこがれわたるやうな夢心地とが、代るぐ動いてゐた。

放火の罪によつて、お七は定法通り、火あぶりの刑に處せられる事となつた。親々の嘆きは云

ふも愚である。役人共にも涙はあつた。中山勘解由は、どうかしてお七の命だけは助け度い、せめて遠島ぐらゐに罪を軽めてやり度いと思つた。お七は十六だといふが、もし十五以下の年齢であつたなら、子供としての斟酌から、罪一等を減じられるであらう。斯う考へた中山勘解由は、お七の両親や町名主や家主やを呼んでひそかに旨を含めるところがあつた。

そこで再吟味となつた時、お七の父は、お七の年齢十六と申しましたのは、此年の春、さる御屋敷へお七を奉公の御見得につかはしました際、便宜の爲め、さう申すやう云ひつけておきましたのを、この度も、お七がそのまゝ申上げた事と存じます。まことは、當年十四才なのでござります——かう、申立てた。名主も亦言葉を合せて、人別帳にも、たしかに十四歳と記してあると證言した。そこで中山勘解由は、最初の判決をとり消して、追つての沙汰を待たせる事とした。

ところが、その時敢然として異議を申し立てたのは吉三であつた。

お七が十四歳といふのは全く偽りである。お七は正しく當年十六歳である。その證據には、お七が十一の時に、谷中感應寺の祖師堂にあげたお七自筆の額がある。その額には延寶四年春二

月、本郷お七、十一歳筆とたしかに書いてある筈である。うそと思ふならば、その額を檢めて見るがいゝ——かう吉三が申立てた。さういふ動かせぬ證據がある以上、中山勘解由の折角の心づくしも、遂に徒勞に了らざるを得無かつた。お七は、遂にもと通り火あぶりの極刑に處せられる事となつたのである。

お七と一緒に、はりつけ柱にのぼせられる事となつた時、牢疲れのした吉三の頬には、輝かしい微笑がのぼつた。

「ありがとうございます。ありがとうございます——。」

吉三是、その極刑を申渡した御役人の前に頭をさげて斯うくりかへしたのである。
天和二年の二月、春未だ寒い頃である。鈴ヶ森の刑場には、二本のはりつけ柱が並べて建てられた。一本はお七の爲めに、一本は吉三の爲めに——。

お七の最後は立派であつた。思ひつめた一念は、お七の精神にも肉體にも不思議な力を與へた。長い間の牢舎生活にも、いさゝかのやつれも見せず、江戸中引きまはしの馬の上に、黄八丈

の振袖を垂れた十六の娘すがたは、水もしたゝるばかりに美しかつた。うしろ手にいましめられながら、頸にも水晶の珠數を掛けて、じつと閉ぢた眼は、唯ひたすらにその戀人の幻影を思ひ描くやうに見えた。

お七は最後まで、左兵衛の眞實を信じてゐた。いく十通となく取交した手紙の中に、神かけてと誓つたかずくの言葉を、あの不良少年たちのつくりごとだなどとは、お七は夢にも思はなかつた。信仰の厚い家庭に生れて、お七は來世を信する心に馴らされてゐた。この世こそ夢まぼろしなれ、来る世には必ずと、彼女は戀の成就を信じてゐたのである。戀の成就を信じながら、彼女は、はりつけ柱の上に微笑んで死んだのである。

而してまた吉三も、同じやうにほゝゑんで死んだのであつた。はりつけ柱にのぼせられてからも、恍惚として夢見るやうな吉三の眼は、お七の姿にのみ凝らされてゐた。お七を道づれにする事によつて、吉三の死もかぎりなく幸福であつた。

本當に、お七と一緒に死ぬる——吉三にとつて、これ以上の幸福があり得たらうか？

春の幻

大正十四年
年年年年
十九九九
月月月月
二十五
日日日日
三再表印
版行刷



定價金圓貳拾錢

發行所

大阪市日本橋區本銀町通四三

寶

文

館

著作者 加藤武雄
發行者 大葉久吉
印刷者 上村新輔

東京市日本橋區本銀町三丁目十四番地

東京市小石川區久堅町百〇八番地

東京市西區阿波堀通四三

複製を
許さず

にめたの性女を若

通堀波阿區西市阪大
番三四阪大替振 館 文 寶 町銀本區橋本日市京東
番〇八二京東替振



